2016年9月議会　病院決算会計議案質疑　　　　　　　　2016年9月4日

◆11番（石井通春議員）　ただいま議題となっております病院事業会計補正予算について、私からも質疑をさせていただきます。

　先ほどもございました患者給食業務委託仕様書についてお伺いいたします。

　まず、平成28年４月27日の栄養士たちによります第１回栄養委員会という会議がございますけれども、そこの議事録を情報開示請求によりましていただいておりますが、ここにおきまして、藤枝市立総合病院患者給食業務委託仕様書（案）が栄養委員会におきまして承認されたと記載されてございます。この患者給食業務委託仕様書は、業務委託の基本的要件を定めたものと理解しておりますけれども、間違いないでしょうか。

　次に、患者給食業務委託仕様書が業務委託の基本的要件を定めたものだとすれば、本件議案を審議するのに必要な重要資料でありまして、仕様書の全文写しの提出を求めますけれども、いかがでしょうか。

　この件につきまして、藤枝市情報公開条例によりまして、本年７月17日公文書開示請求を行いましたけれども、事業管理者は、同仕様書の非開示を決定しております。その理由は先ほどもございましたが、事業の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとされております。

　それでは伺いますけれども、患者給食業務委託仕様書（案）のどのような事項が、公にすることによって患者給食業務委託契約の公正・適正な遂行に支障を及ぼすというのか、この点についてお尋ねいたします。

　患者給食業務委託仕様書がこの業務委託の基本的要件を詳細に定めたものといたしましても、この仕様書によって契約した委託業者が受託者によりまして仕様書どおりに行われない場合は、契約違反が起こる場合が予測されますが、これが起こりませんように、または早期に見出して是正措置、指導を図る体制の整備が必要と思います。これについては、どう体制を考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

　次に、患者栄養指導の実績と今後の取り組みについてでございますが、給食調理業務を委託化した後の臨床栄養科の業務は、１日1,000食前後の献立業務を行い、それと同時に、患者栄養指導に力点を移すという方針のようでございますけれども、直近３年間の各年度の栄養食事指導件数と指導料収入の額について。また、委託後３カ年の同じ指導件数と指導料収入はどう計画されているか。この栄養指導面での増収額をどれほどと見込んでいるか。

　また、本年４月に診療報酬が改定されておりまして、この栄養食事指導料の初回が260点、２回目が200点と増額となっておりますけれども、一方で時間が長くなっておりまして、初回が30分以上、２回目が20分以上の指導時間がなければと、これまでは15分でしたけど。管理栄養士の業務量というのが、これに伴いまして、お金をもらうためにふえるということになっておりますけれども、本年度からですので３カ月間、７月までの指導状況の実績がどうあったかということをお伺いいたします。

　また、委託後の臨床栄養科の人員体制、これも大事な点だと思います。どう計画しているか。

　さらに、栄養指導の推進によりまして、患者在院日数の短縮に寄与するということが資料にございましたけれども、現実にどれほどの短縮が期待されているかと。

　最後に、公募についてですが、プロポーザル公募を行うということでございますけれども、このプロポーザル公募によりまして、どのようなことを期待するかということで、お尋ねいたします。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。病院事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　石井議員にお答えいたします。

　まず、患者給食業務委託仕様書についての１項目め、患者給食委託仕様書の内容についてでございますけれども、患者給食業務委託仕様書は、当院の委託に係る履行期間、目的、業務内容、注意事項、体制、委託料の支払いなどの基本的要件を定めたものと、それと業務分担の詳細や事務分担表などの複数の別添資料により構成されているものでございます。

　次に、２項目め、患者給食委託仕様書の写しの提出についてでございますが、委託業者の選定は、議会での本案議決後に委託仕様書を一般に公表し、仕様書に基づくプレゼンテーションを行い、選考会を経て決める予定です。その際、特定の企業が一般に公表するよりも早く情報を入手した場合、選定に係る公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれが考えられますので、これまで本件についての公文書の開示請求には、非開示の決定をいたしております。

　なお、議会基本条例第10条に基づく資料提供の要求をいただきました場合には、改めて検討してまいりたいと思います。

　３項目め、患者給食業務委託仕様書の開示についてですが、開示することにより、公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項とは、仕様書に記載いたします業務内容、注意事項、必要とする体制、業務分担の詳細、業務分担表などで、仕様書の大半が該当すると考えております。

　４項目め、委託業務が受託者により仕様書どおりに行われるよう、どのような体制を考えているかについてですが、臨床栄養科職員が受託者の業務内容を直接確認してまいります。基本的には、給食管理係の管理栄養士が献立表の作成とともに、受託者が仕様書どおりに業務を遂行しているか、食材は良質なものが納入されているかなどを確認してまいります。また、臨床栄養科が随時、受託者とコミュニケーションをとりながら業務を進めていきますので、委託仕様書どおりの業務が確実に遂行されるものと考えております。

　なお、委託の状況につきましては、多職種により構成されております栄養委員会に逐次報告されますので、臨床栄養科以外の職員によるチェック体制も整っております。

　次に、患者栄養指導の実績と今後の取り組みについての１項目め、直近３年間の各年度栄養指導件数と指導料収入額、委託後３年間の件数と収入見込みについてですが、平成25年度の栄養食事指導料の算定件数は、入院・外来を合わせて1,744件で、診療報酬は226万7,200円、平成26年度は2,069件の指導で、診療報酬は268万9,700円、平成27年度は2,546件の指導で、診療報酬は330万9,800円でございました。

　平成28年４月の診療報酬改定により、栄養食事指導料が高く評価されたことと、管理栄養士が病棟で栄養指導ができる時間・回数がふえることを勘案し、平成29年度には、3,300件の指導で760万円を見込んでおります。平成27年度と比較しますと、430万円ほどの増収となります。

　平成30年以降につきましても、平成29年度と同程度の指導回数を見込んでいますが、同年には診療報酬が改定されるため、指導料の額については、その影響によると考えております。

　次に、２項目め、本年４月から７月までの栄養指導状況についてですが、本年４月の栄養食事指導料の算定件数は、入院・外来を合わせて211件で、診療報酬は48万6,800円、５月は241件の指導で56万1,800円、６月は289件の指導で68万円9,600円、７月は293件の指導で68万円6,200円でございました。

　３項目め、委託後の臨床栄養科の人員体制についてですが、平成29年度の臨床栄養科の体制は、科長１人、栄養指導係10人、給食管理係２人の13人の体制を予定しております。

　４項目め、栄養指導の推進による患者在院日数の短縮についてですが、独立行政法人国立病院機構東京医療センターでは、適切な栄養管理をすることによって、感染症や合併症、褥瘡、これは床ずれですが、褥瘡の頻度が減り、病気も治りやすくなり、入院期間が短縮し、より質の高い医療を提供することが期待されると公表しております。そのほか、多くの医療機関が適切な栄養管理が病気の治癒に効果があるとする発表を経験則から行っております。しかしながら、栄養管理と入院期間の関係性を直接検証・分析した報告はございません。

　よって、当院といたしましても、栄養指導が直接在院期間をどれだけ減らせるという数値はございませんが、診療部、看護部との連携の中で、病院全体の力によって入院期間の短縮を目指しております。またその中で、栄養指導の占める割合は大きいと考えております。

　次に、プロポーザル公募に期待することについてですが、例えば病院給食を提供することに対する考え方、患者ニーズの把握の仕方、病院職員との協力体制、地元の食材を取り入れることへの考え方、安全かつ質の高い食材を継続的に購入する方法、季節感あふれる献立の提案、食数変更や食事箋変更時の対応方法、行事食への考え方とその取り組み、患者からのクレーム対応、病院給食への理解、調理技術、接遇等の教育・研修体制などについて、業者側からプレゼンテーションを受け、価格だけでなく、当院が最も評価できる業者を選ぶことを期待して、プロポーザル方式を考えております。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　大変問題のある答弁、かつ残念に思いました。特に情報公開問題について、そう言わざるを得ません。

　まず、その仕様書の提出に対して、市民からの情報公開条例に基づく開示請求、７月17日ですね、これは業者選定の決定に支障を及ぼす等の理由、この理由も問題だと思っております。それは後で言いますよ。それで、非開示と。

　一方で、今言われたのは、議会基本条例に基づいてされた場合は、改めて検討すると。一体いつから情報公開条例と議会基本条例というのは上下関係になったんですか。市民からすれば、これは市民は怒りますよ。この上下関係はどうなっているかと。今、情報公開条例では非開示とするけれども、議会基本条例では、同じことでも検討するということを言われた。これは新たな問題ですよ。この上下関係はどうなっているかと。

　次に、非開示の理由についてです。委託業者の選定は、議決後に仕様書を一般に公表して、プレゼン等を行うと、選考会を経て決める予定となっていると。その仕様書というのはどういうものかと。最初に答弁いただきました仕様書の中身については、委託に係る履行期間ですとか、目的とか業務内容、こうした基本的な要件が書かれているものだというものですね。仕様書の策定というものが、どういう過程で病院内部で進められてきたかということは、情報公開に基づいている議事録があるんですけれども、主に栄養委員会によって詰められていますね、これはね。

　具体的には、平成26年10日２日、今から２年前になりますけれども、ここで仕様書についての今後の対応のスケジュールが始まるとされており、11月25日の会議で詳しい検討が加えられて、平成28年４月の委員会で最終案がまとめられたというような流れになっておりますけれども、じゃあ仕様書というのはどういうものかというのは、当局が出さないもんだから、私も議事録の中に、三重県四日市市の仕様書を参考にしてということがあったので、四日市の仕様書というのを、きのうですけど出してみたんですけれども、結構膨大な50ページの中身になっています。おっしゃるとおりの中身になっています、内容は。

　この仕様書は、栄養委員会の中にもあるんですけれども、仮見積もりの提示を、この仕様書（案）をもとに業者に求めるとしているわけです。つまり、何が言いたいかというと、業者に見せるんですよ、議決の前に、この仕様書、入札前にね。その中身の中に予定価格が入っていたら、もちろんまずいですよ、それは。予定価格は入っていないです。でも、予定価格じゃなくて、こういうことをやりたい、こういう契約をしたい、細かいことが書いてあります。こういう内部仕様書で、これを業者に投げて、業者から見積もりをとるわけでしょう、入札前に。既にその業者に知られている内容じゃないですか。だから、何で特定の業者が一般に公表するよりも早く情報を入手した場合に、適正な履行に支障を及ぼすというのかと。全く理由になっていないと思う。だから、非開示の理由というのは、成り立たないというふうに思っております。

　それから、これが一番の問題だと思いますけれども、次の数値についても少し若干触れておきますが、おとといの一般質問の事務部長の回答では、病院側のいわゆる監督者が業務の推進状況をつぶさに見て確認するという趣旨でございました。管理栄養士ですね。その人は、食材等の発注ですとか購入、保管状況のものも、味つけや盛りつけなんかも、管理なども一切にわたって、毎日つぶさに目で見て確認すると。必要な是正措置を適時適切に行うということは、非常に大変なことだと思うんですけれども、当然ながら、これは正規の管理栄養士が担当すると思うんですけども、今お答えありました給食管理係というのは２人、そのうち１人はちょっと事務のほうかなと思うんだけれども、それで十分に果たせるかというのが、今ちょっと疑問に思ったんですね。朝５時から365日やっていますので、朝５時から始まるわけで、ほぼ１日の状況で２人というのは大変だと思う、交代でも。それで本当にカバーできるかという、でも配置するというのを簡単におっしゃいますけれども、そういう今人員体制でどうかということもちょっと聞いておきますよ、ここで。

　診療報酬の改定問題につきましても、お金はふえたということですが、私がここで聞いたのは、今まで15分でもらえたのが、30分でなければもらえなくなったということで、今まで15分では150円もらったんだけれども、これからは15分ではゼロだと。30分なら増額になるんだけれども、そうなると、突然、そのお金をもらうために、15分で済んでいたことを30分しなきゃだめだというような診療報酬じゃないかという意味で聞いたんですね。数値だけのお答えだったので、ここについても確認をしていただきたいと思います。

　改めて、委託後の臨床栄養科の人員体制について、科長が１名、栄養指導係が10名、給食管理係が２名の正規で13名、正規ですね、これ。そうなりますと、単純にその人件費だけを見ても、正規の人ですから600万円ぐらいとしても、7,000万円ぐらいになるわけでしょ、人件費が。これまでの試算が、ちょっと全くそういったところが出ていないもんだから、要は、はっきり示してもらいたいんですよ、委託前と委託後と、先ほどあったけれども。こうしたところも大事なことですよ、人件費がどうなるかとか、体制も含めて。あなた、私の質問に対して、私が出した資料がちょっと古いなんて言いましたけれども、古いも何も、新しいこういったところの比較検討が何もなされていない中では、議会の中で議論できないじゃないですか。まさかこんなことまで議会基本条例の資料請求がなければ出さないなんて言わないでしょう。だから、十分な審議が、こうした資料がない中ではできないと思っておりますので、これは、きょう急に出せとは言いませんよ。ただ、まだ議会は続きますから、せめて委員会のときにでも簡単に出せると思うので、それは出すべきじゃないですか。

　合計５点になるけれど、特に前段の情報開示の問題。これははっきり答えていただきたいと思います。

○議長（水野明議員）　病院事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　一番最初に御質問いただきました公文書の情報開示の条例と議会基本条例は、どっちが上か下か、上下関係はという御質問でしたけれども、この条例には、特に上下関係というものはないと。別に上だから出すとか、下だから出さないとか、そういうものとは考えておりません。議会基本条例には、市議会は議会等の審議に必要な資料の提供を求めることができると規定されておりますので、そうした項目を規定されて求められた場合には、改めて検討いたしますというお答えをいたしました。

　それから、２番目に仮見積もりをとるときに、業者にも仕様書を見せているんじゃないかということでしたけれども、業者には仕様書はもちろん見せておりません。ただ、我々が想定する業務の方法をやったときには、どのぐらいの見積もりが出るかということで、仕様書の形態とは全く違う形状で、幾つかの項目について聞いているもので、もちろんその結果によって仕様書を変更するということもございますので、仕様書を特定の業者にお見せしているということはございません。

　それから、現在の職員でこれから委託をしたときに、食材の管理とか調理の確認を全てできるのかということですけれども、現在２人残る職員は、１名が管理栄養士、もう１名が事務員でございますので、１名の管理栄養士が365日全ての調理業務を見ていくということはできませんので、栄養指導係の管理栄養士も調理はいたしませんけれども、そうした食材等の確認は応援をすることになると思います。

　それから、栄養指導が今回、時間が今までの15分から、初回30分、２回目以降20分ということで負担がふえたので、それがこれからもできるのかという御質問でございましたけれども、大体今までの４月から７月までで計算いたしますと、先ほど月別で申し上げましたが、合計すると、大体金額でいうと242万円くらいになります、この４カ月で。242万円の３倍ですと700万円超ということになりますので、ここに平成29年度は、今まで厨房に入っていた管理栄養士が回りますので、見込んだ760万円の栄養指導料というのは、業務量的にも十分達成できるものと思っております。

　それから、13人の人員体制の栄養指導係10人の人件費ということでしたけれども、栄養指導係は、基本的には、今も委託前も委託後も同じ人数で、同様に病棟の栄養指導等に入っていきますので、今回の委託業務のいろいろな検討の中では、特に影響を及ぼさないというふうに考えております。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　全く答えになっていないですね。

　議会基本条例と情報公開条例の話、上も下もないとおっしゃいましたけど、上も下もあるじゃないですか。議会基本条例から出されたら検討すると言っておいて、求めに応じて検討するって。市民からの求めに応じてじゃ検討もしないでしょう、非開示っていう決定になっているわけだから。上も下もあるんですよ。だから、これは市民から見たら本当に問題だということを言っているわけですよ。市民から見れば怒りますよ。これは訴訟になるかもしれないですよ、こんな話では。だから、その点も答えてください。

　それで、仕様書ね。栄養委員会の議事録というのがまたここにもあるんですけれども、平成28年７月27日です。病院企画室から、この仕様書について栄養委員会に説明があって、承認されたと記述されているところなんですけれども、そこに今後の予定というのがあるんですよ。特に１番ですね。藤枝市立総合病院患者給食業務委託仕様書（案）をもとに、再度仮見積もりの提示を委託希望業者に求めるとあるじゃないですか。これ求めているじゃないですか、この仕様書で。違うんですか。そこも確認したいと思います。

　それから、数値の問題はいいんだけれども、結局人件費について比較、委託後も変わらないと言ったんだけど、私が言いたいのは、そういうところの提示がないと、人件費はどうなるかということを示せと、議会に。変わらないから出さないじゃなくて、示せということを言っているんです。大事なところですよ、委託に関しての人件費というのは。これはきょうじゃなくてもいいから、議会中にまたあるんで、示せということを言いたい。これは確実に出してください。よろしくお願いします。

○議長（水野明議員）　病院事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　開示の問題についてですけれども、私は今でも上下関係はないというふうに思っております。

　公文書の開示請求につきましては、請求がございましたので、それを検討した上で非開示の決定をいたしました。議会基本条例による請求というのはまだなされておりませんので、なされた場合には検討するということだけでございます。

　それから、２番目の仕様書をもとに見積もりをとっているじゃないかということなんですけれども、もとにというのは、仕様書をそのまま見せて、これに基づいて見積もりを出せと言っているわけではなくて、見積もりをもちろんもとにはしているんですけれども、項目立てをして、必要な事項について金額をはじいていただいたというものでございますので、決して特定の業者に前もって仕様書を見てくださいと出したものではございません。

　最後に、栄養指導係10人の人件費を出してくださいということですので、これは必要ということであれば、もちろん何も隠す必要もないものでございますので、お出しいたします。

○議長（水野明議員）　以上で、本案の質疑を終わります。